

政令第 号

踏切道改良促進法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、踏切道改良促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行に伴い、並びに踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第四条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び第九条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（踏切道改良促進法施行令の一部改正）

第一条 踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第七項」を「第四条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）」に、「立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化計画等」に、「当該立体交差化計画、当該構造改良計画又は当該歩行者等立体横断施設整備計画」を「当該立体交差化計画等」に改める。

第六条第一号中「立体交差化計画」を「法第四条第一項（同条第十一項において準用する場合を含む。）

）の規定により提出された立体交差化計画又は同条第六項の規定により作成された立体交差化計画（当該立体交差化計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び第五項」を削り、「立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化計画等」に改める。

附 則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。